

大石田町農業集落排水事業経営戦略

令和 3 年 3 月

大石田町産業振興課

大石田町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 大石田町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	S61:1施設(34年)、H5:1施設(27年)、H8:1施設(25年)、H9:1施設(24年)、H14:1施設(19年)、H20:1施設(13年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口	1,901人(R2.3.31現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	6処理区		
処理場数	6処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当ありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金:1世帯につき1,300円/月 世帯員割料金:世帯員1人につき600円/月(同居世帯員4人まで) 世帯員1人につき300円/月(同居世帯員5人目から)						
業務用使用料体系の 概要・考え方	水道使用量から1人当たりの水道使用量(統計値)を用いて世帯員人数を算定し、料金を設定している。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	学校・保育所等:1施設につき15,000円/月 地区集会所等:1施設につき2,000円/月						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,348	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,079	円
	平成30年度	3,348	円		平成30年度	2,082	円
	令和元年度	3,348	円		令和元年度	2,244	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名(会計年度任用職員1名含む) ※他業務と兼務、農業集落排水事業会計所属の職員はいない。
事業運営組織	大石田町産業振興課農林グループ農村整備担当

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	○農業集落排水処理施設維持管理業務委託
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 経営の基本方針

- 大石田町では、平成20年度で町内6地区の処理施設の整備が完了し、新たな農業集落排水処理施設の整備は予定していません。
- 処理区域内人口は、年々減少しており、使用料の大幅な増加は見込めないことから、加入率アップに取り組んでいきます。
- 令和6年度から地方公営企業法適用を見込んでいることから、併せて経営の効率化を図っていきます。
- 農業集落排水処理施設の長寿命化を図る予防保全対策を計画的に実施するため、大石田町農業集落排水処理施設最適整備構想に基づき、計画的な施設の改築・修繕を実施し、コストの平準化に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成22年で町内6処理施設の整備が完了しており、現在は施設設備の維持管理に伴う修繕工事等が主な内容となっています。しかしながら、既に整備から30年以上経過している施設もあり、施設全体の改修が必要な時期となっています。

そのため、令和元年度に6処理施設の機能診断を実施し、現在、長寿命化計画を含む大石田町農業集落排水施設最適整備構想を策定しています。今回の経営戦略には、策定が完了していないことから未反映ですが、次回の見直し時に反映していきます。

一方で、企業債の元利償還金については、近年、大規模な更新等を行っていないことから減少していきますが、上記の最適整備構想に基づく改築・更新事業により企業債の発行額は増加していくと見込まれますので、元利償還金の財源をどのように確保していくのか検討が必要です。

② 収支計画のうち財源についての説明

当町の農業集落排水事業における主な収入は、使用料収入と一般会計繰入金、農業集落排水処理施設管理基金繰入金となっています。

使用料収入については、人口減少により減収は避けられないものと想定しています。また、今後さらに管路を含めた施設設備の改修費が増加していくことが見込まれ、収益的収支、経費回収率の悪化が予想されます。

そのため、接続率の低い地区での接続推進の取り組みを継続しながら、維持管理経費のさらなる見直し等の効率的な経営を進めていきます。使用料収入の不足する部分についてはこれまで同様、農業集落排水処理施設管理基金からの繰入金を充当していきます。一般会計繰入金については、元利償還金の減少により減少していく見込みです。

経費回収率の改善については、基金残高の状況を見ながら、使用料金の見直し等を含め検討していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとしています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適整備構想に基づく処理施設の老朽化に伴う更新を踏まえながら、施設の統廃合の可能性について研究していきます。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に基づき、投資計画の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の改定については、今回の計画期間では見込んでいません。しかし、農業集落排水事業の安定した運営を図るべく将来的には必要性、実施時期や改定内容について、慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明を行い、理解を得ることが必要です。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特にありません。
職員給与費に関する事項	特にありません。
動力費に関する事項	現状の水準維持で計画しています。
薬品費に関する事項	特にありません。
修繕費に関する事項	今後、施設設備の突発な故障を防ぐため予防修繕を計画的に行い、施設設備の延命化を図ることにより、維持管理費の低減を図っていきます。
委託費に関する事項	現状の水準維持で計画しています。
その他の取組	特にありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○進捗管理(モニタリング)を行いながら、見直し(ローリング)を5年ごとに行っていくことを基本とします。 ○令和6年度から地方公営企業法適用を見込んでおり、法適用後に経営戦略を再度策定します。
---------------------	--

経営比較分析表（令和元年度決算）

山形県 大石田町

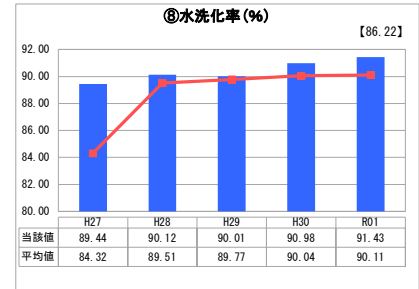
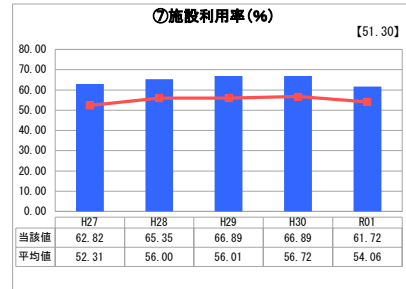
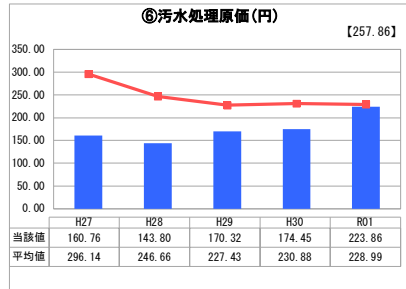
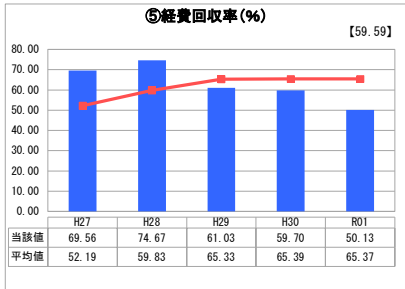
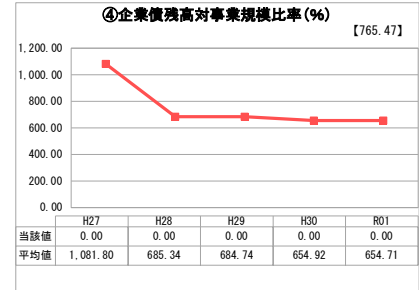
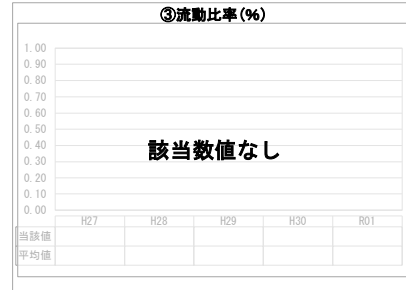
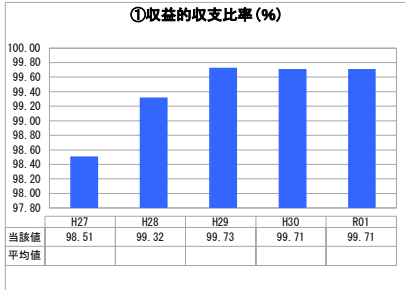
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	27.67	100.00	3,410

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,945	79.54	87.31
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,901	1.58	1,203.16

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

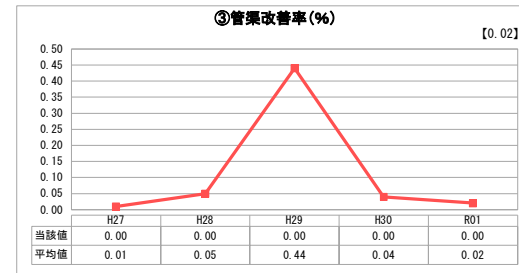
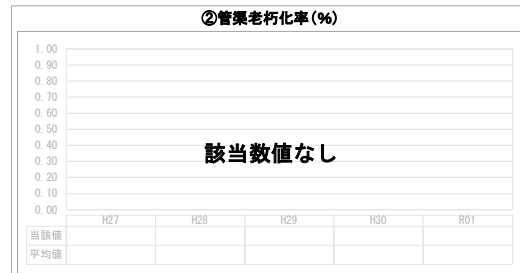
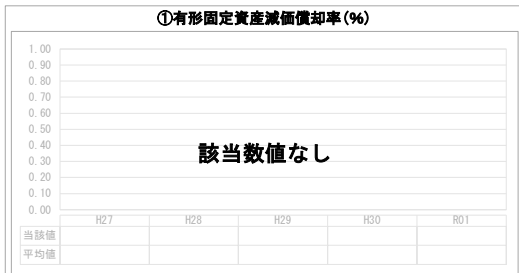
1. 経営の健全性・効率性について

経費回収率以外の項目では、類似団体の平均値との比較で概ね良好な状況で推移しているように見える。
 経費回収率については、近年の施設設備の修繕・交換費用等の増加により、その財源を基金からの繰入金に依存しているため、数値が低下傾向にある。
 また、経営の健全化を図るうえで、加入率アップが必要であり、今後も引き続き加入率アップに向け、取り組んでいく。
 建設から20年が経過した施設等は、今後さらに機器設備の改修費が増加していくことが見込まれる。今後の大規模改修を見据え、令和2年度策定予定の長寿命化計画を踏まえた経営計画の検討が必要である。

2. 老朽化の状況について

昭和61年供用開始の施設については、平成13年度に機能強化対策工事により一部機器の改修を行っているが、管路及びその他施設については、改修に至っていない。
 令和2年度に機能診断等の結果に基づく長寿命化計画を策定予定であり、その計画を踏まえ老朽化対策を図っていく。

2. 老朽化の状況



全体総括

平成22年で町内6処理施設の整備が完了しているが、既に整備から30年以上経過している処理施設もあり、施設全体の改修が必要な時期となっている。
 今後、管路の布設替え等を含め施設設備の改修を行うことにより収益的収支比率の悪化が予想される。そのため、料金の見直し等の経営改善の取り組みが必要であり、施設設備の長寿命化計画を踏まえた経営対策を検討していかなければならない。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
		(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	96,189	86,573	77,314	72,370	67,474	57,125	54,756	48,987	42,180	38,478	36,252	32,354		
		(1) 営 業 収 益 (B)	22,973	22,380	22,144	21,908	21,673	21,437	21,202	20,992	20,783	20,560	20,351	20,128	
		ア 料 金 収 入	22,973	22,380	22,144	21,908	21,673	21,437	21,202	20,992	20,783	20,560	20,351	20,128	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	73,216	64,193	55,170	50,462	45,801	35,688	33,554	27,995	21,397	17,918	15,901	12,226	
	2 総 費 用 (D)	47,709	41,227	35,051	33,871	32,593	28,420	27,764	26,523	26,089	25,799	25,563	25,369		
		(1) 営 業 費 用	39,145	33,913	28,963	28,963	28,743	25,443	25,443	24,783	24,783	24,783	24,783	24,783	
		ア 職 員 給 与 費													
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	39,145	33,913	28,963	28,963	28,743	25,443	25,443	24,783	24,783	24,783	24,783	24,783	
		(2) 営 業 外 費 用	8,564	7,314	6,088	4,908	3,850	2,977	2,321	1,740	1,306	1,016	780	586	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	48,480	45,346	42,263	38,499	34,881	28,705	26,992	22,464	16,091	12,679	10,689	6,985			
	(1) 営 業 外 費 用	8,564	7,314	6,088	4,908	3,850	2,977	2,321	1,740	1,306	1,016	780	586		
	ア 支 払 利 息	8,564	7,314	6,088	4,908	3,850	2,977	2,321	1,740	1,306	1,016	780	586		
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他														
	イ そ の 他														
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	282	294	307	321										
		(1) 地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	282	294	307	321									
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	2 資 本 的 支 出 (G)	48,761	45,639	42,569	38,819	34,880	28,704	26,991	22,463	16,090	12,678	10,688	6,984		
		(1) 建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	48,761	45,639	42,569	38,819	34,880	28,704	26,991	22,463	16,090	12,678	10,688	6,984	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 48,479	△ 45,345	△ 42,262	△ 38,498	△ 34,880	△ 28,704	△ 26,991	△ 22,463	△ 16,090	△ 12,678	△ 10,688	△ 6,984			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	22,973	22,380	22,144	21,908	21,673	21,437	21,202	20,992	20,783	20,560	20,351	20,128
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	309,365	263,726	221,157	182,337	147,458	118,754	91,762	69,299	53,210	40,531	29,843	22,859

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収益的収支分	58,093	52,659	48,350	43,406	38,730	31,681	29,312	24,203	17,396	13,694	11,468	7,570
うち基準内繰入金	50,358	45,648	41,912	37,627	33,573	27,463	25,409	20,980	15,080	11,871	9,941	6,562
うち基準外繰入金	7,735	7,011	6,438	5,779	5,157	4,218	3,903	3,223	2,316	1,823	1,527	1,008
資本的収支分	282	294	307	321								
うち基準内繰入金	282	294	307	321								
うち基準外繰入金												
合 計	58,375	52,953	48,657	43,727	38,730	31,681	29,312	24,203	17,396	13,694	11,468	7,570